

## 第3種地域

**規制方針** 城下町における歴史的景観を重視し、商業エリアと住居エリアにおいて歴史性とともな風格とにぎわいのある景観形成に資するよう規制・誘導する。

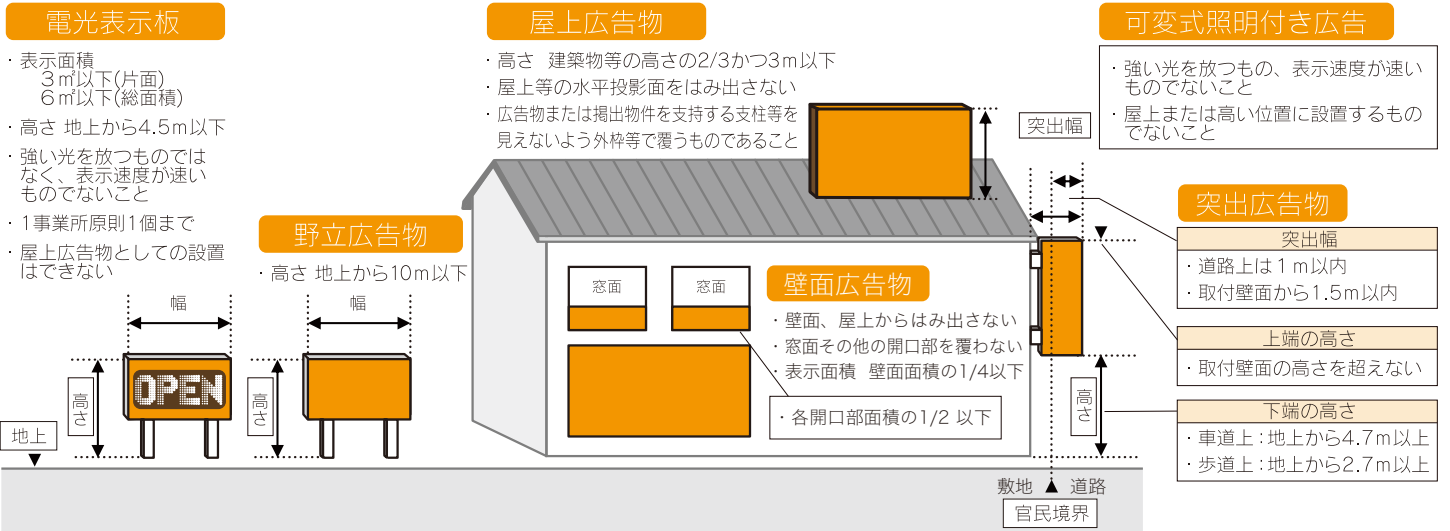


**対象区域** **景観類型**【城下町景観形成地域（内町地区、外町地区、駅前お城通り地区、駅西周辺地区、旧城下町周辺地区、芹川周辺地区）】  
ただし、第1種、第2種地域を除く。

**適用除外** 自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

## 許可の基準

### 自家用広告物



### 非自家用広告物

非自家用広告は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

### 道標・案内図板

- 地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容を表示面積の40%以上占めること。
- 電光表示板および可変式照明付き広告は、設置できません。



同一表示者が複数設置する場合の相互間距離は、100m以上離すこと

### 色彩

全ての表示面において、R、YR、Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とする。ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下とする。

### 広告旗・立看板の類

P13のとおり。

### 電柱の類を利用する広告物

P13のとおり。